

## 第2回石狩市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

〔日 時〕平成31年2月13日（水）午前10時00分～

〔場 所〕市役所4階402会議室

〔出席者〕松井 明生（石狩市校長会代表者） 飛田 寿一（石狩市校長会代表者）  
鬼塚 健次（石狩市教頭会代表者） 久保田 豊（石狩市教頭会代表者）  
龍島 秀広（学識経験者） 岩崎 雄三（石狩市人権擁護委員代表者）  
茂古沼 茂生（北海道警察札幌方面北警察署生活安全課少年係長）

上ヶ嶋浩幸（子ども相談センター長） 佐々木隆哉（生涯学習部部長）  
〔事務局〕照山 秀一（生涯学習部参事） 開発 克久（教育支援センター長）

森 朋代（特別支援教育担当課長） 菊池 拓（就学支援担当主査）

〔傍聴者〕2名

### 1. 開会

【岩崎会長】

おはようございます。ただいまから、第2回石狩市いじめ問題対策連絡協議会を始めさせていただきますと思います。

ご承知のように、年が明けてから非常にいま社会面で、野田市の女の子の児童虐待の記事が賑わせております。その要因のなかに、学校におけるアンケート調査の漏洩という部分も一因となっていると思いますし、それから、仙台で小学校2年生の女の子が母親と、いじめを苦に自殺をされたという形で、父親の保護者から仙台市のほうに対して、第三者委員会による原因の究明、調査が求められているというような状況も出てきておりますし、また、山口県の周南市では、高校2年生の男子が同級生によるいじめを苦に自殺をされたということが、第三者委員会では認定されたのですが、さらに、いじめ防止対策推進法では想定していなかった、教職員によるいじめだと認定されたという記事も出てきておりますけれど、非常に、この法が出来てからもう6年が経ちますけれども、依然として全国で、いじめを苦にして、多くの小学生、中学生が尊い命を落とされるという、そういう状況が続いているということでもあります。これから、事務局のほうから石狩市の実態についての報告もありますので、ご意見をいただければと思っております。

なお、本日は、佐々木委員、北山委員、古原委員、大西委員については、欠席される旨の連絡をいただいております。北山委員につきましては、代理といたしまして、茂古沼少年係長が出席しておりますので報告いたします。

また、事務局から会議次第と資料が提出されており、議事はこの次第に基づきまして進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

### 2. 平成30年度のいじめの状況について

【岩崎会長】

それでは、議事に入りたいと思います。最初に、平成30年度のいじめの状況について、事務局より説明をお願い申し上げたいと思います。

（事務局）

平成30年度のいじめの状況についてご説明させていただきます。ページは2ページをお開きください。

タイトルの下にもございますが、対象期間は平成30年4月～本年1月末までとなっております。

まず、認知件数ですが、小学校で1,001件、中学校で106件、合計で1,107件が認知されております。

学年、男女の内訳は表のとおりとなっております。

第1回の本協議会でもご説明をさせていただきましたが、昨年度までから認知件数が大幅に増えておりますのは、本年度より石狩市ではアンケートで子どもたちが「嫌な思いをしたことがある」と答えがあったものにつきましては、全て認知することとしたためです。

次に「いじめの態様」についてですが、認知した中で一番多かったのが「冷やかしかからかい、悪口を言われた」で、707件、次に「ぶつかられたり、たたかれたりする」が、304件、3番目に多いのが「仲間はずれや無視をされる」で、231件でした。

認知されたいじめの現在の状況につきましては、解消しているものが608件、いじめの行為は止んでいて、解消もしているのですが、その状態が、相当の期間、これは少なくとも3ヶ月といじめの基本方針でも謳っておりますが、その期間を経過していないものが499件となっております。平成30年度のいじめの状況についての説明は以上となります。

【岩崎会長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について各委員のご質問等を受けたいと思います。

【松井委員】

結局、件数は1,107件ということは、昨年度はあった、継続支援中というものが無いというような考え方でよろしいですか。

(事務局)

無いと考えていただいて良いです。

【松井委員】

去年よりも数は多いけれども、結局は深刻な問題が去年よりも減っているのですね。

【龍島委員】

非常に良い傾向だと思っています。非常に軽微なものから深刻なものまで、全てあげていただいて、かつ、対応しているということがはっきりと分かりますし、前回も言ったような記憶があるのですが、いじめの定義自体が、子どもたちの間のトラブルで、どちらかの方が嫌な思いをしたというのは、全部いじめになるというのが定義ですから、その定義からすれば、このくらいあっても別におかしくはない話なのですね。それに対して対応しているということが、はっきり見えてますし、いま、会長のほうからお話がありましたけれども、本当に軽微なものから全然思いもよらなかった事態に発展するということもありますので、学校のほうでは数字を出すということ自体大変だとは思いますが、そういうのも押さえているということを示すという意味では、非常に良い変更だったと考えております。

【岩崎会長】

私からちょっと質問をさせていただきたいのですけれど、いじめの態様の中に、金品をたかられるというのが4件あるのですけれど、いじめの態様が示されてから、初めて、金品をたかられるという数字が出てきたのかなと思っているのですけれど、その辺について、教育委員会で学校のほうから状況みたいなものを報告を受けていたり、聞いていたりしていれば、教育委員会での現時点での情報として、知っている範囲で結構ですので教えていただければと。

端的に言うと、この法案が出来た大きな根幹というのが、大津の中学校での事件が大きく社会問題になったのですが、大津の中学校では、金品をたかられて、最終的には男の子が自ら命をなくしたことによって、大きな社会問題として法が出来たといっても過言ではないと思っております。初めて、この4件が出てきたものですから、私もびっくりというか、考えによっては、非常に重たい項目のところに

数字がでてきたものですから、私自身も少しびっくりしたのですけれど。

(事務局)

アンケートにつきましては、一つ一つの事案について詳細な報告というのは学校からあがってこない形になっておりまして、既に解消しているものとして、この、金品をたかられるということのアンケート調査の結果がきております。4件のうちの2件につきましては、非行報告というものが学校からきておりまして、子どもたち同士によるカードをめぐるやりとりの中で、カードをくれないのであればお金をよこせ、といった内容の報告が教育委員会にあがってきております。そのことについて、アンケートの中で嫌な思いをしたと答えたということになっております。

【岩崎会長】

前回の時に、継続しているのが5件あったのですけれど、この5件は解消されたというふうに理解して良いのですか。

(事務局)

学校に確認しましたところ、全件、解消しているということでした。

【岩崎会長】

お手元に、29年度のいじめの状況についても参考資料として配付されておりますけれど、29年度の資料の中に、継続支援中が2件あるのですけれど、その辺の状況を教育委員会のほうで、現状の部分で報告していただければと思います。

(事務局)

この2件につきましては、いずれも小学校6年生となっております。うち1件は解消済となっております。うち1件につきましては中学校に進学しております。現状としまして、教頭に確認したところ、体育会系のクラブに所属していて、この活動並びに学習、学校生活上、楽しく過ごしていると。なおかつ、いまの体育会系のクラブ活動は他の部員を引っ張っていくような中心的な役割を担っているという状況になっているとのことです。

また、本人及び保護者のほうから、教育相談についても特段学校のほうには寄せられていないということで、小学校からの引き継ぎにおいて、そこらへんの見守りということで申し送りがあったということですが、何ら問題なく学校生活を送っているということの確認はとれております。したがって、現時点におきましては、この2件につきましては解消済ということになっております。

【岩崎会長】

他にございませんでしょうか。

【各委員】

なし。

【岩崎会長】

以上で、いまの説明事項については了承ということでよろしいでしょうか。

【各委員】

了承。

### 3. 平成31年度いじめ防止への取組について

【岩崎会長】

続きまして、平成31年度いじめ防止への取組について、事務局より説明をお願い申し上げます。

(事務局)

平成31年度いじめ防止への取組についてご説明させていただきます。ページは3ページと4ページになります。

まず、1番目の「市教委の主な取組」になります。(1)としまして「いじめ問題取組マニュアルの配布」となっております。資料は、資料No.1になります。これは市教委において毎年作成し、4月に各学校へ配布し、活用をいただいているものになります。これまでの本会議での意見等を踏まえまして、次年度は表紙のタイトルを変更し、配布したいと考えております。

(2)は啓発、相談等についてですが、①の子どもたち自身がいじめについて考える取組の実施、②の「保護者向けリーフレットの配布」、リーフレットは資料No.2として添付しております。③の「いじめ相談カードの配布」、カードの見本につきましても資料No.3として添付しております。これら3点の取組につきましては、これまで同様、継続して実施していきたいと考えております。

続きまして、(3)の関係機関との連携になります。①としまして、次年度の本協議会の開催になります。年2回の開催を予定しておりますが、状況によっては、臨時の開催をさせていただく場合もございます。

続きまして、②の「小中が連携した取組」ですが、次年度につきましても、小学校、中学校で実施をしておりまです連携事業の取組の中で、いじめ防止についても触れさせていただくよう、各校へお願いをして参ります。

続きまして、2番目の「学校の主な取組」をご説明させていただきます。ページは4ページになります。

まず、(1)としまして「未然防止に向けた取組等」になります。①から④までございますが、全てこれまでも継続して学校で実施してきたものになります。①の「児童生徒が主体となった取組の実施」につきましては、これまでも、それぞれの学校で特色のある取組を実施しており、市のホームページにも載せておりますので、ご覧になっていただけたらと思います。②の「授業(道徳、総合的な時間)等での取り上げ」につきましては、スクールカウンセラーによる「心に関する授業」、など、各校で工夫をこらして実施していただきたいと考えております。③の「全校によるQ-U検査の実施」につきましては、本年度、全校、全学年で実施しております。次年度につきましても市教委で予算要求をしておりまして、いじめ発見のきっかけとして有効な検査ですので、引き続き、実施していきたいと考えております。④の「いじめ調査」につきましては、道教委の調査として年2回のアンケートを実施するものです。

最後に、(2)の「保護者・地域との連携等」になります。①、②とございますが、この二つにつきましても、これまで継続して学校で実施してきていただいたものになります。①の「外部の意見を聞く機会の実施」につきましては、各校で毎年、外部の意見を聞く機会を作っており、学校評議員であったり、PTAの方達、そういった方々との会議の場で、学校で行っているいじめ防止に向けた取組を説明していただき、その取組について意見を伺うというものを実施しております。本年度の実施状況につきましては、3月末までに各校から報告をいただくことになっております。②の「情報提供の充実」につきましては、学校便り等を通じまして各校で実施しているものになりますが、内容につきましては、日頃、学校で行っているいじめ防止に向けた取組内容や、市内全校、校内に「いじめ防止等の対策組織」を設置しておりますので、そういったことをしっかりと保護者や地域へ周知していただくこととしております。平成31年度のいじめ防止への取組についての説明は以上となります。

【岩崎会長】

ただいま、事務局の説明がありましたが、この件についてご質問等がありましたらお願いいたします。

事務局のほうからは、石狩中学校校区で例年、小学校との交流があると資料にもありましたが、他の学校ではどうでしょうか。

【松井委員】

児童会と生徒会が集まるような場があるので、そこでやっております。

【飛田委員】

このように、子どもたちが一緒にというのは現在のところないです。先生方の情報交流ですとか、取組の交流ですとか、そういうのはあります。あと、本校でいえば単独で生徒会が主催となり、いじめ防止集会というのを実施しております。

【岩崎会長】

31年度も特に30年度と何か大きく変わるという要素はないですけど、例年と同じ様に継続されて、やっていくという形だと思います。

【松井委員】

深刻ないじめが発生していないということは、こういう取組が有効だということの証でもあるので、これで、すごく去年より増えたとかであれば、新しい取組をとるのでしょうけれども。数は、見て分かるように、小学1年生は、ちょっと嫌なことをされたらすぐ数字には表れてきますが、高学年にしたがってきちんといじめの定義のもとに、嫌がらせとかはないのかと聞くと、中3くらいになるとちゃんとわきまえて、こういうのはいじめにあたらないということで数値が極めて少なくなっていくというところで、小さいうちは結構、いじめというよりは嫌がらせなのでですけども、やっぱり中学生になって、嫌な思いをするというのは、いじめとか大きな問題に繋がるので、それがきちんと減っているということは、石狩市の対策が有効であるということで、継続してまた頑張っていけば良いのではないのでしょうか。

【岩崎会長】

その他はどうでしょうか。

【龍島委員】

関係機関との連携との話なのでですけども、今日も北署からも来ていただいておりますので、少しお伺いしたいのですけれども、去年は金品を巻き上げられるようなこともありましたがおそらく金額的にもそんなに少なかったと思われるし、被害者のほうも警察に届けるのはいいですみたいになっていたと思うのですけれども、例えば、そういうものであったとしても、継続する可能性があるとか、この子は危ないかなという子もいたりすると思います。そういう場合に、例えば警察のほうにご相談に行くという事は可能ですよね。

【茂古沼氏（北山委員代理）】

可能でありますし、被害者の方がどのように考えられていらっしゃるのかということも含めてお伺いをして、学校とも連携しながら対応していくという形になるかと思います。

【龍島委員】

そうであれば、なるべく早めに小さな事案であってもご相談しておいたほうが、事案が大きくなってきたときには、おそらく警察のほうでも動きやすいのではないかと思います。実はいま言い出したのは、例の千葉の事件なのでですけども、あれは虐待ということですけども、ちょっと不思議なのが、亡くなってから警察が入るのですよね。おそらく警察には情報が入っていなかったのだと思います。警察に情報が入っていれば、警察のほうでも何らかの動きみたいなことは、DVでもありますし、可能だったような気がするのですよね。そうすると、結構あの手の男は、警察が動いているようなことを知ると、静かになってたりするのですよね。DVの場合、最近によく警察で対応されていると思うのですが、DVの禁止命令みたいなものが警察から出ると、それだけでかなりの数のDVを起こしている人間は、とりあえず止まるというか静かになると。それから継続するという事はあまり無いのですよね。

【茂古沼氏（北山委員代理）】

DVの場合、命令を出すのは裁判所が法命令という形で出して、一定期間、接近禁止みたいな形の命令が出るというようなこともありますので、それに反すると当然事件として警察も対応するという形になってきますので、ある程度の抑止効果はあると思います。

【龍島委員】

私が知っている範囲では、禁止命令は警察が絡んで、その後に裁判所が出すわけですよ。ですから、

まず警察に届けるというか、被害者の訴えがないと難しいというところもあると思いますが、それにしても、こういう話がある、心配しているみたいなご相談は受けていただけると思うので。

【茂古沼氏（北山委員代理）】

そうですね。将来的に心配な部分があるのであれば、早めにご相談をいただいたほうが、対応はスムーズに行くのではないかと思います。

【龍島委員】

おそらくそういうことも、連携ということではやっておいたほうが、何も無かったら良かったねというだけの話ですから、警察はちょっと敷居が高いかも知れないですけど話は聞いてくれるので。それでいきなりたいした事案ではないのに事件にするということは、実は被害者の届げがないと、事件にするというのは結構難しいですよ。被害者が訴えると言わない限り、事件にはなかなかできないというのが現実なので、早めに学校側とも相談しておいたほうが良いのではないかと、特に虐待なんかに関しては誰が通報したというのは言わないことになっておりますよね。ですから、いじめ自体は事件にならないですけど、ならないにしても心配であればご相談するということが、頭に入れておいていただいたほうが良いのではないのでしょうか。マニュアルのほうにもそのようなことは書いてあるのですけれども。

【岩崎会長】

その他はどうでしょうか。

【飛田委員】

資料の後ろのほうに、ネット上のいじめの対応についてあると思うのですが、これが、今後一つのポイントになるのかなと思っております。現在、私は市の生徒指導研究委員会の会長をしておりますが、そこで市内の全小中学校の様子をこの1年間聞いてきたのですが、このインターネットに係わるトラブルが一番多いです。その中には、そこからいじめに類するものになっていったという事例も聞いております。それで、この中学生の数が本当なのかどうなのかということも、だんだん上手に、そしてネットを使われると、極めて大人の把握が難しくなるので、本当に被害者の訴えが無いと分からないようなことが多いので、そういうことを考えると、ここはかなり大事なのかなと。それで、どうすれば良いかということなのですが、今年度、小学校に講演会で行かせてもらったのですが、やはり、そこにいらっしゃる保護者さんの意識とかは極めて低いので、本人たちもそうですけど、保護者への啓発というのをもっとしないと無くなっていかないのかなと。例えば、私であれば小学校に行くと、小学校の保護者にはお子さんの携帯を時々見てくださいと、もしその見せるという行為を子どもが拒否するのであれば、与えないほうが良いことなのですよ。小学生くらいまでは、それを実際にやっている家はほとんどなくて、知らないうちに色々なことを書いていたと。書いているほうも、いじめという意識では書いていないのだけれども、なんとなく、色々な会話をしている中で、誰かの話題が出てきたらそれに呼応するような形で、ぱっと見るとそのような感じになってしまっているということが多いかと思えます。ですので、いじめというものだけに限らないと思うのですが、個人情報流出とか架空請求とかも含めてなのなのですが、やはり、小学生がすでに50%以上、中学生が70%以上、高校生が90%以上所持しています。これが平成29年度の数字なのですよ。小学生がもう55%所持していると。すごい低学年はあまり持っていませんから、高学年になるとかなり持っているんですね。6割、7割の子が。そういう時代に入ってきていますので、そういうツールを使ってというのは、今後、多くなっていくのかなと、そして、いじめが潜在化していくというか、分りにくくしていくし、時には重大なものになっていく心配というのがあるかなと思っています。なぜ保護者かという、子どもたちはスマートフォンに書き込むときに、学校では出来ないのですよ。小中学校の場合は学校には持って来させませんから。家でやっているわけですよ、ほとんど。家外ですよ。ですので、かなり保護者の管理下の中でやって

いることが多いので、保護者への啓発というのは、やはり必要でないかなと私は思っているのですよね。そういう場面をたくさん作っていくことが、一つの防止策になるのかなというふうに思っていましたので、ちょっと発言させていただきました。

【岩崎会長】

ネット上のいじめというか、そういうものについては、委員が仰ったように、これから右肩上がりが増えていくのかなと危惧するところではありますけど。

その他はどうですか。

【佐々木委員】

リーフレットで保護者に対する呼びかけもしているのですが、こういうものの中にも入れていったほうが良いということですかね。見守りと書いてありますけど、具体的な例として、例えば小学校のうちは保護者が直接内容を見たほうが良いよ、というところまで踏み込んでいったほうが良いのでしょうか。

【飛田委員】

書き方はともかく、こういうやり方もあるよというような形で入れていったほうが良いと思います。そうでないと、たぶん保護者の方は分からないと思うのですよね。一例として、こんな感じであるとか、そういうのは入れていったほうが良いのかなと思います。私なんかは、そのまま例を出してしまうのですよね。そういうのがあれば、一人でも二人でも実践していただければ、少しは改善されるのかなと思いますけど。とにかく今は、ゲーム機も通信機器も、子どもに預けたら預けっぱなしになってるのですよね。これはやはりまずいので、子どもも見せがらないとは思いますが、少なくとも小学校のうちは、やはり親に見せられないのだったら、じゃあそれはちょっと買ってあげられないからというくらいのことをしてないと、判断力が小学生のうちはまだ無いので、これが良いのか悪いのかというあたりでいくと、間違えることもあると思うのですよね。ですので、大人が修正してあげるという意味では、見ないことには何も出来ないの、そういうことも一例としてはあるのかなと。毎日見せるということではないと思うのですが、週に1回ですとか、そういうのでも良いのかなと思います。

【岩崎会長】

他にございませんか。

【各委員】

なし。

【岩崎会長】

以上で、説明については了承ということによろしいですか。

【各委員】

了承。

#### 4. その他

【岩崎会長】

その他ですが、事務局のほうで何かございますか。

(事務局)

1点ご報告させていただきます。次回、平成31年度第1回本協議会の開催についてですけれども、8月頃を予定しております。しかしながら、特段の状況変化などで予定が変わることがあれば、その都度、ご連絡をしたと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【岩崎会長】

その他、各委員のほうからこの協議会の運営にあたって、何かご意見はありませんか。

【各委員】

なし。

【岩崎会長】

次回は31年度になりますけど、8月頃に第1回の協議会を予定しているということでご理解いただきたいと思います。以上をもちまして、平成30年度の第2回石狩市いじめ問題対策連絡協議会を終わりたいと思います。どうもお疲れ様でございました。有り難うございました。

議事録は上記のとおりであることを認めます。

平成31年11月25日

石狩市いじめ問題対策連絡協議会

会長 岩崎 昭三